

県民の皆様へ

6月10日に、政府はまん延防止等重点措置を実施すべき区域を変更し、併せて、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更されたことから、県民の皆様へ、以下のとおり要請します。

要請の期間は、令和3年6月20日までとします。

(都道府県をまたぐ移動について)

1. 緊急事態措置を実施すべき区域である、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県との往來を控えてください。

まん延防止等重点措置を実施すべき区域である、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県及び三重県との往來を控えてください。

この他に、茨城県、栃木県、群馬県、富山県、石川県、静岡県、山口県、愛媛県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県などのように、各都道府県が住民に対して、不要不急の外出自粛や、県境を越えた不要不急の移動の自粛を要請している地域との往來については、慎重に判断してください。特に、発熱等の症状がある場合は、往來を控えてください。

ただし、やむを得ない仕事や、転勤、就職活動、葬儀、看病・介護などでの往來は、発熱等の症状がある場合を除き、控えて頂く必要はありません。

(基本的な感染対策の徹底について)

2. 家庭や職場での感染を防ぐため、感染リスクが高まる「5つの場面（飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）」に注意し、引き続き

- (1) 「三つの密」の回避
- (2) 「人と人との距離の確保」
- (3) 「マスクの着用」
- (4) 「手洗いなどの手指衛生」など、

基本的な感染対策に取り組むようお願いいたします。

また、単身赴任中のご家族など、自宅等に県外から帰県された方がいる場合には、家庭でできる感染予防対策、

- (1) 会話をする時は自宅でもマスクを着用
 - (2) ドアノブや電気のスイッチなど手で触れる共用部分の消毒
 - (3) 石けんでのこまめな手洗いやアルコール消毒
 - (4) 窓を開けておくなど定期的な換気
 - (5) 寝室を分ける
 - (6) 洗面所等のタオルやコップを共有しない
 - (7) 大皿の料理を避け、食器や箸等を共用しない
- などを徹底するようお願いいたします。

(職場等での健康管理について)

3. 発熱や風邪等の症状がある場合は、仕事や学校は休み、外出を控え、すみやかに、かかりつけ医や「健康相談コールセンター」に連絡のうえで、早めに医療機関を受診してください。

各職場においても、職員の体調がすぐれない場合は、すみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理を徹底して頂くようお願いいたします。

(飲食店の利用について)

4. 飲食店等の利用について、各店舗において感染拡大防止対策を徹底してもらうこと、県民の皆様にも、そうした対策が徹底された店舗を利用して頂くことを前提として、次の内容をお願いいたします。

- (1) 「県外の方との飲食」は、引き続き、ノンアルコールの場合を含め、県内でも県外でも、控えてください
- (2) 飲食の際の人数を、9人以下とし、県外の方と飲食された方や、県外の方の自宅で宿泊をされた方、県外からご家族やご親戚の方が自宅に帰省された方は、2週間経過するまでは参加を控えてください
- (3) 時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で1時間30分を限度としてください
- (4) 「接待を伴う飲食店」については、引き続き、

- ① 県外での利用は控えてください
- ② 県内でも、県外の方との利用を控えてください

(5) カラオケの利用が可能な店舗等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保するなど、感染防止対策を徹底し、遵守してください。

ただし、いずれの事項も、「鳥取県（全域）」と、生活（通勤、買物等）圏域に属する「広島県・山口県」の一部の地域については、県内と同様に取り扱うこととします。

（十分な換気の実施について）

5. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点で、適切な室内環境（温度、湿度等）を維持しつつ、十分な換気を行うようお願いいたします。

（業種ごとのガイドライン遵守について）

6. 事業者におかれては、感染拡大防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した「感染拡大予防ガイドライン」を、再度ご確認の上、実践頂きますようお願いいたします。

（イベント開催の目安について）

7. イベント開催の目安については、別紙の「島根県の対応」により、対応をお願いいたします。

（接触確認アプリの活用について）

8. 厚生労働省が提供している接触確認アプリ（COCOA）を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用をお願いいたします。

(事業所での接触低減の取組について)

9. 事業所においては、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行ってください。

(誹謗中傷や差別の防止について)

10. 感染した方やその関係者などに対する、インターネットやSNS上での誹謗中傷、うわさ話などは、厳に慎んでください。

そして、県や市町村などの公的機関が発信している情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとるよう、重ねてお願いします。

島根県内でも、これまで感染者が発生した店舗や、関連する店舗のうち、不特定多数の利用者がおられる店舗については、店舗のご同意を頂いた上で、店名を公表させて頂き、感染のおそれがある方に呼びかけを行い、幅広くPCR検査等を実施することで、感染拡大を防ぐことができています。

これは店舗を経営されている方にとりましては、店名公表によります風評被害や、経営悪化を覚悟の上で、県民の皆様にご感染が拡大しないように、ご協力、ご理解を頂いた結果であります。

そういった店舗に対しての、誹謗中傷や心無い言動は、感染拡大を助長させる行為と等しいものであり、厳に控えて頂きますよう、お願いします。

県としましては、全国の感染状況等を注視し、国や他の都道府県、医療機関、市町村等と十分に連携しながら、感染拡大防止、医療提供体制の確保、ワクチン接種の推進、地域経済の回復に全力で取り組んでまいりますので、引き続き、県民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

令和3年6月11日

島根県知事 丸山達也